給与制度のつくり方(2024年診療報酬改定をふまえて)

ご参加者へのお願い

- 1. この懇談会・セミナーに参加される方は、ご所属 (医療機関ご所属の方は医療機関名・それ以外の方 は会社名・資格名など)とお名前を別途メールで お知らせください。(ただし、事前のメールです でにお知らせいただいている方は結構です。)
- 2. ZOOMの参加者画面にお名前をフルネームで表示して下さい。
- 3. 当日(後日メールでも可)お気軽にご質問等お寄せください(任意です)。



hrms-jp 人事労務マネジメント研究会

代表・特定社会保険労務士

河北 隆

mail hrms@grace.ocn.ne.jp

url https://www.hrms-jp.com/

Q & A

- **O1**) 定昇無し・ベアのみでも良いのか?
- Q2) 基本給の改定でなく、固定手当の改定だけでも良いのか?
- **O3**) 今までベアと定昇の区別なく昇給してきたが?
- **Q4**) 給料表が無い場合や年俸制の場合はどうすれば良いのか?
- **O5**) ベアの「跳ね返り」部分(例えば時間外給)に対する「評価」はどうなるのか?
- **Q6**) 職員はすでに賃上げに「既得感」を持っている(どう説明すればいいのか?)
- Q7) 人事評価に応じた昇給は「ベア」ではなく「定昇」か?
- Q8) 今から具体的にどういう手順で進めればいいのか?

1 医療従事者の賃上げの概要について (1)全体の概要①

- 昨今の食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰の状況、30年ぶりの高水準となる賃上げの状況などといった経済社会情勢は、医療分野におけるサービス提供や人材確保にも大きな影響を与えています。
- こうした中、令和6年度診療報酬改定では、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、**特例 的な対応**を行います。

物価高に負けない「賃上げ」の実現!

物価高に負けない「賃上げ」の実現を目指し、令和6年度診療報酬改定では、

- 病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げの ための特例的な対応として、+0.61%の改定
- 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、 + 0. 28%程度の改定を行い、医療従事者の賃上げに必要な診療報酬を創設します。

また、 **令和6年度にベア+2.5%、 令和7年度にベア+2.0%の実現**に向け、

- ① 医療機関等の過去の実績
- ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
- ③ 賃上げ促進税制の活用

を組み合わせることにより、達成を目指していくことになります。



なお、今回の賃上げの状況については、賃金引上げに係る計画書、賃金引上げの実施状況の報告書の提出(毎年)、抽出調査などにより報告していただく予定です。(P11参照)



ベースアップ評価料の算定要件は、当該評価料による収入を原則、全額ベア等に充てることです。その上で、さらに今般の報酬措置以外の収入や、税制措置も活用しながら、令和6年度ベア+2.5%、令和7年度ベア+2.0%の目標へのご協力をお願いします。

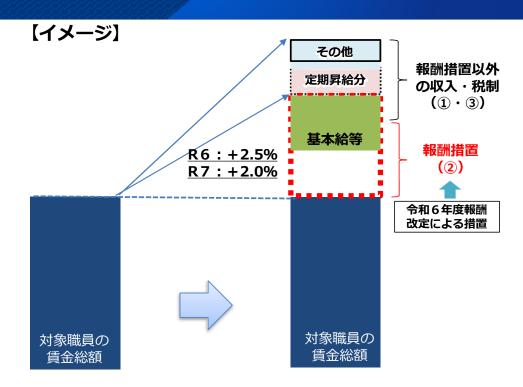
1 医療従事者の賃上げの概要について

(1)全体の概要②

https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001210984.pdf

【基本的な方針】

- ■次の①~③を組み合わせた賃上げ対応
 - ① 医療機関や事業所の過去の実績を ベースにしつつ、更に
 - ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
 - ③ 賃上げ促進税制の活用
- 令和6年度に+2.5%、令和7年度に +2.0%のベースアップを実施し、定期 昇給なども合わせて、昨年を超える賃上 げの実現を目指す。



令和5年度

令和6・7年度

1 医療従事者の賃上げの概要について(2)対象職種

- 今般の診療報酬改定における賃上げの対象となる職種については、それぞれ以下のとおりです。
- 病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げのための特例的な対応として、+0.61%の改定

【対象職種】

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、 義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、 衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上 げに資する措置として、+ 0. 28%の改定

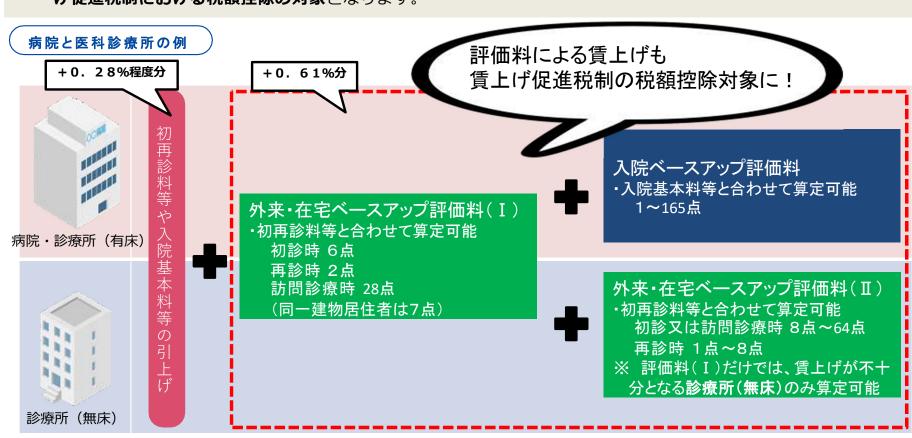
【対象職種(想定)】

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、

事務職員、歯科技工所等で従事する者等

1 医療従事者の賃上げの概要について (3) 創設される診療報酬について

- 令和6年度の診療報酬改定では、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)、(II)」、「入院ベースアップ評価料」といった診療報酬を創設します。
- また、**初再診料等や入院基本料等についても、職員の賃上げを実施すること等も踏まえた引上げ**を行います。
- さらに、**今回創設される診療報酬(既存の看護職員処遇改善評価料含む)による賃上げについては、賃上 げ促進税制における税額控除の対象**となります。



1 医療従事者の賃上げの概要について(4)賃上げを考える前に -ベースアップとは-

- 賃上げに係る診療報酬においては、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた「給与総額」をもとにした点数設計としています。
- 医療機関等においては、この報酬分を<u>ベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)</u> **に充てていただく**こととなります。
- また、ベースアップには、連動して引きあがる賞与分※や事業主負担の増額分も含まれます。
- ※ 業績に連動して引き上がる賞与については対象外です。

ベースアップの考え方

「ベースアップ(ベア)」とは、賃金表の改定等により賃金水準を引き上げることをいいます。

	/#-		職務	の級	
	号俸	1級	2級	3級	4級
	11	000.000Ħ	000,000F	000,000円	000,000F
賃金表内での職員		ОООН _	000,000H	000,000 m	000,000F
与の変動は、定		2	000,000Ħ	000,000F	000,000F
に該当し、ベア(当しません。	Clみ ₄ 設	D.000F	000,000F	000,000円	000,000F
		0.000	000x 00m	000,000円	000,000F
	6	000,000F	000,000	000,000F	000,000
	7	000,000F	000,000Ħ	000,000円	000,000円
	8	000,000H	000,000	000,000円	000,000円
	9	000,000F	000,000	000,000H	000,000
	10	000,000F	000,000円	000,000Ħ	000,000F



- /#		職務	の級		1
号俸	1級	2級	3級	4級	1
1	●●●.●●●用	●●●.●●●円	•••••	●●●●●●	1
2	●●●.●●●円	●●●.●●●門	●●●●●	●●●●●●	1
3	●●●.●●●	●●●.●●●円	•••.••	●●●●●●	
4	●●●.●●●円	●●●.●●●門	●●●●●●	●●●●●●	1
5	●●●.●●●円	●●●.●●●門	●●●●●	●●●●●●	1
6	●●●.●●●円	●●●.●●●円	●●●●●	••••••	1
7	●●●.●●●	●●●,●●●円	●●●●●	●●●.●●●円	Г
8	●●●.●●●円	●●●,●●●円	●●●●●	●●●.●●●円	1
9	●●●.●●●円	●●●.●●●円	●●●●●	●●●.●●●円	1
10	●●●.●●●円	●●●,●●●円	●●●●●	●●●.●●●円	1



賃金表がない場合

賃金表がない医療機関の場合は、**給与規程や雇用契約に定める基本給等**について、引上げを行います。

なお、基本給等とは、**決まって毎月支払われる給与や手当**のことを指し、例えば、年俸制で1年に1回定められる額の1月当たり分もこれに該当します。

1 医療従事者の賃上げの概要について(5)ベースアップ評価料の算定額の配分パターン

- 医療機関等においては、令和6年度と令和7年度の2年間の賃金引き上げについて計画します。
- そのなかでベースアップ評価料(改定率 + 0.61%分)については、対象職種の給与総額の2.3%相当となるように設定されており、令和6年度と7年度の2年とも同じ点数設計です。
- したがって、この点数を算定した場合の賃上げへの配分方法について、以下の2つのパターンが考えられますが、いずれの場合も算定額を全て賃金の引き上げに充てることが重要です。

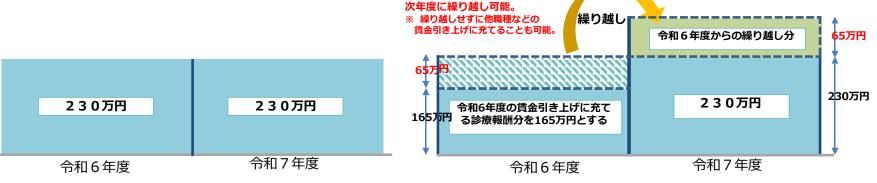
【例:令和5年度の給与総額が1億円であった場合】

(2年間のベースアップ評価料の算定額の見込み)

1億円×2.3%×2年間=460万円 (賃金の引き上げに充てる額)

(パターン1) 令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法

(パターン2) 2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



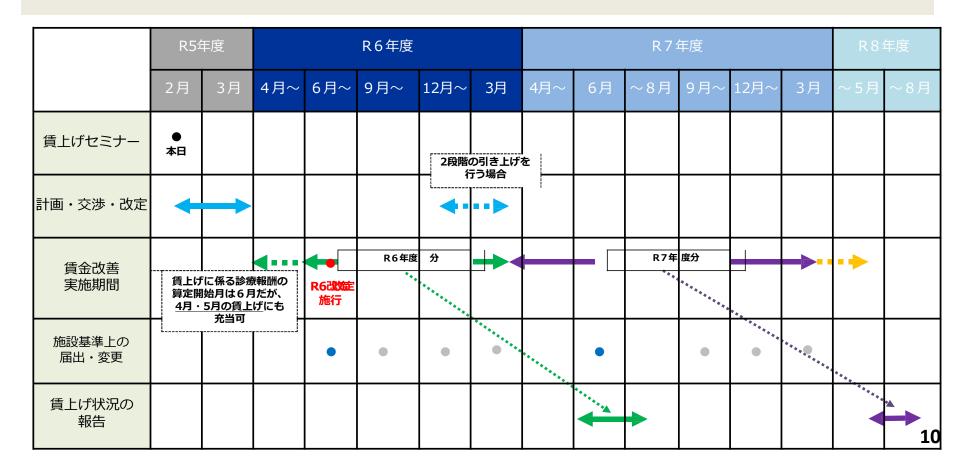
230万円-165万円=65万円を



ベースアップ評価料の算定額の見込みについては、あくまで目安であり、保険医療機関ごとの状況や実際の算定回数に応じて、変動 8 が生じ得ます。

1 医療従事者の賃上げの概要について (6) 具体的なスケジュール

- 賃上げのスケジュールのイメージは以下のとおりです。
- 医療機関等においては、**賃金引き上げの計画の作成→計画に基づく労使交渉等→計画に基づく給与規程の** 改正→施設基準の届出及び期中の区分変更の届出→賃上げ状況の報告(令和6年度・令和7年度)を実施していくこととなります。



ベースアップ評価料計算支援ツール

令和6年2月15日版

本ツールでは、次の**3ステップでベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げ計算を支援**します。

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 3

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

医療従事者の賃上げ見込みの計算

沙厚生労働省

対象職員の給与総額の計算

○ まずは、対象職員の給与総額を計算しましょう。2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月~2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

算定開始予定日

2024年6月1日

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	20,000,000円
2023年4月	20,000,000円
2023年5月	20,000,000円
2023年6月	40,000,000円
2023年7月	20,000,000円
2023年8月	20,000,000円
2023年9月	20,000,000円
2023年10月	20,000,000円
2023年11月	20,000,000円
2023年12月	40,000,000円
2024年1月	20,000,000円
2024年2月	20,000,000円

1月当たり給与総額

23,333,333円

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料(I) 【病院・診療所共通】

- 次に、外来・在宅ベースアップ評価料(I)の算定見込みの計算を行います。
- **2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月~2024年2月**に算定した初診料等の算定回数を入力してください。

算定開始予定日

2024年6月1日

算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	1,000回	3,000回	40回	80回
2024年1月	1,000回	3,000回	40回	80回
2024年2月	1,000回	3,000回	40回	80回
1月当たり算定回数	1,000回	3,000回	40回	80回
算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月				
2024年1月				
2024年2月				
2024年2月				

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

②外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)【無床診療所のみ】

○ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)による算定見込みだけでは、賃金増率が1.2%に満たない診療所については、外来・在宅ベースアップ評価料(I)を算定することができます。

外来・ 在宅ベースアップ評価料Ⅱ の算定可否

①該当する区分を選択ください。

病院・有床診療所

無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料(I)による賃金増率等

1月当たり給与総額1月当たり算定金額

23,333,333円 136,800円

賃金増率

1*3*6,800円 0.58%

算定不可

③入院ベースアップ評価料へ進んでください。

外来・ 在宅ベースアップ評価料Ⅱ の区分

区分の元となる数値 1.2

算定区分

算定点数

初診・訪問診療時

再診時

- ※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合(主に自由診療を実施する保険医療機関など)は、対象外となります。
- ※ 対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の診療所は、対象外となります(ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。)。
- ※ 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】
- 病院・有床診療所については、入院ベースアップ評価料を算定できます。
- **2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月~2024年2月**における延べ入院患者数を入力してください。

算定開始	台予定日	

2024年6月1日

対象月	延べ入院患者数
2023年12月	10,000人
2024年1月	10,000人
2024年2月	10,000人

一月当たり 延べ入院患者数 10,000人

入院ベースアップ評価料の算定可否

①該当する区分を選択ください。

病院・有床診療所

無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料(I)による賃金増率等

1月当たり給与総額

23,333,333円

1月当たり算定金額

136,800円 0.58%

賃金増率 算定可否

算定可能

区分の元となる数値

入院ベースアップ評価料の区分

算定区分

算定点数

3.9

入院ベースアップ評価料4

4点

医療従事者の賃上げ見込みの計算

- 最後に、**医療従事者の賃上げ見込み**の計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

賃上げ見込みの計算

1月当たり給与総額	23.333.333円

外来・在宅ベースアップ評価料(I)による1月当たり収入 136,800円

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)による1月当たり収入 0円 (無床診療所のみ)

入院ベースアップ評価料による1月当たり収入 400,000円

(病院・有床診療所のみ)

ベースアップ評価料による1月当たり収入合計 536,800円

ベースアップ評価料による1年度当たり収入合計 6,441,600円

(別添2)

事務連絡

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御叶 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その1)

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添8までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001237675.pdf

看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

【共通事項】

- 問1 「診療報酬の算定方法」別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)における「O100」外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び「O102」入院ベースアップ評価料、「診療報酬の算定方法」別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)における「P100」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)、「P101」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び「P102」入院ベースアップ評価料並びに「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」における「06」訪問看護べースアップ評価料(以下単に「ベースアップ評価料」という。)の施設基準において、「令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施しなければならない。」とあるが、ベースアップ評価料による収入について、人事院勧告に伴う給与の増加分に用いてよいか。
- (答)差し支えない。
- 問2 「看護職員処遇改善評価料の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(合和4年9月5日事務連絡)別添の問18において、「A500」看護職員処遇改善評価料について、賃金改善に伴い増加する賞与、時間外勤務手当等、法定福利費等の事業者負担分及び退職手当については、「基本給等の引き上げにより増加した分については、賃金改善の実績額に含めてよい。ただし、ベア等には含めないこと。」とされていたが、ベースアップ評価料についても同様か。
- (答)ベースアップ評価料は、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間 外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に用いること。
- 間3 医科点数表における「OOOO」及び歯科点数表における「POOO」看護職員処遇改善評価料(以下単に「看護職員処遇改善評価料」という。) 並びにベースアップ評価料の施設基準において、「決まって毎月支払われる手当」を支払う場合に、その金額を割増賃金(超過勤務手当)や賞与に反映させる必要はあるのか。
- (答)労働基準法第37条第5項及び労働基準法施行規則第21条で列挙されている手当に該当しない限り、割増賃金の基礎となる賃金に算入して割増賃金を支払う必要がある。当該評価料に係る「決まって毎月支払われる手当」については、その性質上、上記手当には該当しないことから、

割増賃金の基礎となる賃金に算入して割増賃金を支払う必要がある。 なお、「決まって毎月支払われる手当」をいわゆる賞与の算定に際して反 映させるか否かは、各医療機関の定めによる。

- 問4 看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料において、対象職 員の賃金の改善措置を実施する具体的方法(金額・割合等)について、 職員に応じて区分することは可能か。
- (答)可能。各保険医療機関又は訪問看護ステーションの実情に応じて、賃 金の改善措置の方法を決定すること。
- 問5 看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料において、基本給等について、常勤職員へは当月払いし、非常勤職員へは翌月払いしている場合、賃金の実績額及び改善実施期間はどのように判断すべきか。
- (答) いずれについても、基本給等の支払われた月ではなく、対象となった 月で判断する。
- 問6 ベースアップ評価料において、賃金の改善については、算定開始月 から実施する必要があるか。
- (答)原則算定開始月から賃金改善を実施し、算定する月においては実施する必要がある。なお、令和6年4月より賃金の改善を行った保険医療機関又は訪問看護ステーションについては、令和6年4月以降の賃金の改善分についても、当該評価料による賃金改善の実績の対象に含めてよい。ただし、届出時点において「賃金改善計画書」の作成を行っているものの、条例の改正が必要であること等やむを得ない理由により算定開始月からの賃金改善が実施困難な場合は、令和6年12月までに算定開始月まで遡及して賃金改善を実施する場合に限り、算定開始月から賃金改善を実施したものとみなすことができる。
- 問7 ベースアップ評価料の施設基準において、対象職員に対して、賃金 改善を実施する方法等について、『賃金改善計画書』の内容を用いて周 知するとともに、就業規則等の内容についても周知することとされて いるが、周知の具体的方法如何。
- (答) 例えば、「賃金改善計画書」及び就業規則等を書面で配布する方法や職員が確認できる箇所に掲示する方法が挙げられる。
- 問8 ベースアップ評価料について、区分変更を行う場合はどのような届 出が必要か。
- (答) それぞれ以下のとおり。

- 保険医療機関(医科)については、「特掲診療料の施設基準等に係る 届出書」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(II)に係る届出書添 付書類」又は「入院ベースアップ評価料に係る届出書添付書類」の届 出が必要
- 保険医療機関(歯科)については、「特掲診療料の施設基準等に係る 届出書」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)に係る届出 書添付書類」又は「入院ベースアップ評価料に係る届出書添付書類」 の届出が必要
- 訪問看護ステーションについては、「訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) の施設基準に係る届出書添付書類」が必要 なお、いずれの場合についても「賃金改善計画書」については、更新 する必要はない。
- 問9 「O100」外来・在宅ベースアップ評価料(I)、「P100」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、「06」訪問看護ベースアップ評価料(I)の施設基準において、令和6年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して2分5厘以上引き上げ、令和7年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して4分5厘以上引き上げた場合については、40歳未満の勤務医、勤務歯科医、事務職員等の当該保険医療機関又は当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実績に含めることができることとされているが、基本給等の引き上げ率についてどのように考えればよいか。
- (答)引き上げ率の確認については、次のいずれかの方法で行うこと。
 - ① 給与表等に定める対象職員の基本給等について、令和5年度と比較 し、令和6年度に2.5%又は令和7年度に4.5%の引き上げになってい るかを確認する。
 - ② 以下の計算式により基本給等の改善率を算出する。

当該年度において基本給等が引き上げられた後の 対象職員の1月当たりの基本給等の総額

- 令和5年度における1月当たりの対象職員の 基本給等の総額
- 定期昇給がある場合にあっては1月あたりの 対象職員の基本給等の引き上げ額のうち 定期昇給相当額の総額

 \times 100 (%)

令和5年度における1月当たりの基本給等の総額

- 問 10 問9について、給与表等の存在しない医療機関又は訪問看護ステーションにおいて、令和5年度と令和6年度及び令和7年度を比較して対象職員の変動がある場合、計算式中の対象職員の基本給等の総額について、どのように考えたらよいか。
- (答)令和5年度及び令和6年度又は令和7年度のいずれの年度においても 在籍している対象職員について、計算式に則り算出を行う。

ただし、いずれの年度においても在籍している対象職員が存在しない 等の理由でこの方法による算出が困難な場合においては、各年度におけ る全ての対象職員の基本給等の総額を用いて算出を行ってもよい。

- 問 11 ベースアップ評価料において、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発 0305 第6号)の別表4のミ及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発 0305 第7号)の別表1のミ「その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)」とは、具体的にどのような職員か。
- (答)別表4又は別表1のア〜マに該当しない職種の職員であって、医療機 関又は訪問看護ステーションにおける業務実態として、主として医療に 従事しているものを指す。ただし、専ら事務作業(医師事務作業補助者、 歯科業務補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行 う事務作業を除く。)を行うものは含まれない。
- 問 12 看護職員処遇改善評価料、ベースアップ評価料についての施設基準 における対象職員には、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関す る手続きの取扱いについて」別表 4 又は「訪問看護ステーションの基 準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」別表 1 に含まれる職 種であって、派遣職員など、当該保険医療機関又は当該訪問看護ステーションに直接雇用されていないものも含むのか。
- (答)対象とすることは可能。

ただし、賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、「賃金 改善計画書」や「賃金改善実績報告書」について、対象とする派遣労働 者を含めて作成すること。

- 問 13 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) の施設基準において、「【B】に基づき、別表5に従い該当するいずれかの区分を届け出ること。」とあるが、「該当するいずれかの区分」について、どのように考えればよいか。
- (答) 例えば、【B】の値が3.0である場合については、保険医療機関(医科)

は「外来・在宅ベースアップ評価料(Π) 1」、「外来・在宅ベースアップ評価料(Π) 2」又は「外来・在宅ベースアップ評価料(Π) 3」のいずれか、保険医療機関(歯科)は「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Π) 1」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Π) 2」又は「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Π) 3」のいずれかを届け出ることができる

なお、訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) についても同様の取扱いとなる。

- 間14 外来・在宅ベースアップ評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ 評価料(II)、入院ベースアップ評価料及び訪問看護ベースアップ評価料(II)の施設基準における「国、地方公共団体及び保険者等が交付 する補助金等に係る収入金額」について、具体的な範囲如何。
- (答)国、地方公共団体及び保険者等が交付する収入金額であって、保険医療機関等に交付されているものを指す。例えば、地方自治体による単独の補助事業、保険者が委託する健診、病院の運営に当てられる地方自治体からの繰入金等が含まれる。
- 間15 外来・在宅ベースアップ評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ 評価料(II)、入院ベースアップ評価料及び訪問看護ベースアップ評価料(II)の施設基準において、「常勤換算2名以上の対象職員が勤務していること。」とされているが、当該保険医療機関又は当該訪問看護ステーションの職員の退職又は休職等により、要件を満たさなくなった場合についてどのように考えれば良いか。
- (答)常勤換算の職員が2名を下回った場合は、速やかに地方厚生(支)局長に届出の変更を行い、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から算定を行わないこと。ただし、暦月で3か月を超えない期間の一時的な変動の場合はこの限りではない。
- 間 16 看護職員処遇改善評価料、外来・在宅ベースアップ評価料 (II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料) (II)、人院ベースアップ評価料及び訪問看護ベースアップ評価料 (II)の対象となる職員には、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業又は育児・介護休業法第23条第2項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは育児・介護休業法第24条第1項の規定により同項第2号に規定す

る育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の職 員等も含むのか。

- (答) 含まない。
- 問 17 看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料において、賃金改 善に伴い増加する法定福利費等について、どのような範囲を指すのか。
- (答)次の①及び②を想定している。
 - ① 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、賃金改善に応じた増加分(事業者負担分を含む。)
 - ② 退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分(事業 者負担分を含む。)
- 問 18 看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料の施設基準において、「対象医療機関は、当該評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。」とあるが、具体的にどのような対応が必要か。
- (答) 当該評価料による賃金改善を行うための就業規則等の変更について労働者の過半数を代表する者の意見を聴くことや、賃金改善に当たって正当な理由なく差別的な取扱いをしないことなど、労働基準法やその他関係法令を遵守した対応が必要である。

その他、賃金改善を行うための具体的な方法については、労使で適切 に話し合った上で決定することが望ましい。

【医科点数表関係】

- 問 19 「看護補助者処遇改善事業補助金」や旧医科点数表の「A500」 看護職員処遇改善評価料によりすでに賃金改善を実施している場合に ついて、どのように考えればよいか。
- (答)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び入院ベースアップ評価料の 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の計算にあたり、それらの額は含めないものとする。

また、令和6年4月及び5月にそれらを用いて賃金改善を実施している場合には、「賃金改善計画書」及び「賃金改善実施報告書」における賃金改善の見込み額及び実績額の記載にあたり、ベースアップ評価料以外によるベア等実施分に含めるものとする。

間 20 外来診療及び在宅医療を実施しておらず、入院医療のみを実施している保険医療機関について、ベースアップ評価料の届出及び算定についてどのように考えればよいか。

院ベースアップ評価料の届出を行った上で、「O102」入院ベースアップ評価料のみを算定する。

(答)「O100」外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び「O102」人

- 問 21 外来即入院となった患者について、外来・在宅ベースアップ評価料 (I)を算定した上で、「〇〇〇〇」看護職員処遇改善評価料及び入院 ベースアップ評価料を同日に算定することは可能か。
- (答) 算定可能。
- 間 22 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)、外来・在宅ベースアップ評価 料 (II) 及び入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関に おいて、看護職員処遇改善評価料に係る賃金改善計画書及び賃金改善 実績報告書の記載はどのようにすればよいか。
- (答) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)、外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 及び人院ベースアップ評価料による賃金改善の見込み額について は、賃金改善計画書における「Ⅲ. 賃金改善の見込額」及び賃金改善実 績報告書における「Ⅱ. 賃金改善の実績額」には含めないこと。
- 間 23 看護職員処遇改善評価料及び入院ベースアップ評価料において、「延 ベ入院患者数」については、どのように算出するのか。
- (答) 延べ人院患者数は、第1節入院基本料、第3節特定入院料又は第4節 短期滞在手術等基本料 (短期滞在手術等基本料1を除く。)を算定してい る患者を対象として、毎日24時現在で当該保険医療機関に入院していた 患者の延べ数を計上する。ただし、退院日は延べ入院患者数に含め、ま た、入院日に退院又は死亡した患者も延べ入院患者数に含める。
- 間 24 間 23 について、自由診療や労災保険による患者について、「延べ入 院患者数」に計上するのか。
- (答)自由診療の患者については、計上しない。公費負担医療や労災保険制 度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計 上する。
- 問25 問23 について、救急患者として受け入れた患者が処置室、手術室等 において死亡した場合、「延べ入院患者数」に計上するのか。
- (答) 計上する。
- 問26 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) の施設基準において、「医科点数表又は歯科点数表第一章第二部第一節の入院基本料(特別入院基本

料等を含む。)、同部第三節の特定入院料又は同部第四節の短期滞在手術等基本料(短期滞在手術等基本料1を除く。)を算定していない保険 医療機関であること。」とされているが、算定していない期間等、具体 的内容如何。

- (答)直近3か月において入院料等を算定していない保険医療機関をいう。 ただし、直近3か月の1月あたり平均延べ入院患者数が30人未満の保険 医療機関については、当該要件に該当するものとみなして差し支えない。
- 問27 問26 について、「直近3か月の1月あたり平均延べ人院患者数が30 人未満の保険医療機関については、当該要件に該当するものとみなし て差し支えない。」とされているが、当該要件に該当している保険医療 機関において、人院ベースアップ評価料の届出を行うことは可能か。
- (答)可能。ただし、外来ベースアップ評価料 (Ⅱ) と両方の届出を行うことはできない。
- 問 28 看護職員処遇改善評価料及び入院ベースアップ評価料については、 入院基本料、 特定入院料又は短期滞在手術等基本料 (「A 4 0 0」の 「1」短期滞在手術等基本料 1 を除く。)を算定している患者について 算定するとされているが、外泊期間中であって、入院基本料の基本点 数又は特定人院料の 15%又は 30%を算定する日においても、算定可能 か。
- (答) 算定可。

【歯科点数表関係】

- 問29 問19から問28について、保険医療機関(歯科)であって、入院医療の体制を有する場合についても、同様の取扱いになるということか。
- (答) そのとおり。

Q&A(再揭)

- **O1**) 定昇無し・ベアのみでも良いのか?
- Q2) 基本給の改定でなく、固定手当の改定だけでも良いのか?
- Q3) 今までベアと定昇の区別なく昇給してきたが?
- Q4) 給料表が無い場合や年俸制の場合はどうすれば良いのか?
- **O5**) ベアの「跳ね返り」部分(例えば時間外給)に対する「評価」はどうなるのか?
- **Q6**) 職員はすでに賃上げに「既得感」を持っている(どう説明すればいいのか?)
- Q7) 人事評価に応じた昇給は「ベア」ではなく「定昇」か?
- **O8**) 今から具体的にどういう手順で進めればいいのか?

ご参加者へのお願い

- 1. この懇談会・セミナーに参加される方は、ご所属 (医療機関ご所属の方は医療機関名・それ以外の方 は会社名・資格名など)とお名前を別途メールで お知らせください。(ただし、事前のメールです でにお知らせいただいている方は結構です。)
- 2. ZOOMの参加者画面にお名前をフルネームで表示して下さい。
- 3. 当日(後日メールでも可)お気軽にご質問等お寄せください(任意です)。

参考) あるクリニックの「賃金台帳」の一部

1	1			1	1	1	1	1	1		1		1		1	1
氏名	支給年月	采用年月日	退職年月日	基本給(月給者)	基本給(時給 者)	主任•管理職 手当	資格手当	扶養手当	住居手当	ベー 等加	-スアップ 算(手当)	総3	支給金額	健保+介護 計算額	厚生年金保険 料徴収額	雇用保険料 徴収額
	202403	1		337,200		0	0	0	0				}	20,466	32,940	2,265
対象	202403			341,300		10,000	0	10,500	0)			23,308	37,515	2,537
者	202403			327,600		15,000	7,000	34,000	0		<u>, </u>		}	26,719	43,005	2,710
L は	202403			373,000		70,000	3,000	13,000	0		<u>, </u>		}	26,719	43,005	2,881
?	202403			289,350		0	4,000	0	0)			20,466	32,940	2,152
	202403			351,750		10,000	0	0	0		<u>, </u>		}	23,308	37,515	2,680
	202403			299,450		10,000	4,000	21,000	0					23,308	37,515	2,469
					1											

職種・資 支給月で 格区分な なく対象 どの属性 月 も… 退職者や 新採者の 扱い

賞与額も…

給与規程も ・・・ 就業条件通 知書も・・・ 事業主負担分も…

児童手当拠出金 や退職金共済制 度掛け金も 診療報酬全体でみると大きなマイナス改定であり、賃上げどころではない。【開業医】ベースアップ評価料自体には賛成するが、他の減算が大きすぎる。【開業医】コロナ禍で医療関係者はすべからく燃え尽きていると言っても過言ではない。全体の診療報酬も上げず、小手先のベースアップ評価など焼石の水にもならない。【開業医】明細に「ベースアップ評価料」と記載されることに患者からクレームが出るのは必至。しばらくすれば、この評価料は廃止になるのでは。【開業医】

https://www.m3.com/news/iryoishin/1193216?dcf_doctor=false&portalId=mailmag&mmp=MT240 227&mc.l=1016298853&eml=bc46181ea6e74f24ecf523bc35c301a4

ベースアップ評価料は算定するしかないと思っていますが、それによって何が変わるのかはよくわかりません。

これまでの介護職や看護師の処遇改善手当も医療費が増えた以外は何の変化もないように思われます。 賃金問題は目の前の課題ではありますが、医療全体の中長期的なデザインがほとんど議論されていま せんので、良いとも悪いとも…。

様式95、賃金改善計画書 様式98 賃金改善実績報告書

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/r6-t95-98.pdf

様式95

外来·在宅ベースアップ評価料(I) の施設基準に係る届出書添付書類 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) 1 保険医療機関コード 保険医療機関名 2 届出を行う評価料 □ 外来・在宅ベースアップ評価料(I) □ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) 3 外来医療等の実施の有無 □ 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科) □ 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科) 4 対象職員(常勤換算)数 ※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。 ※ Oより大きい数であればよい。 【記載上の注意】 1 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。 なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも≥を記載すること。 2 「3」については、外来医療等の実施の有無について図を記載すること。 なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも≥を記載すること。 3 「4」(こついては、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。 常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定 労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該 常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。

4 本様式と合わせて「賃金改善計画書」を地方厚生(支)局へ提出すること。

別添 (病院及び有床診療所) 賃金改善計画書(令和 年度分)	
保険医療機関コード	
保険医療機関名	
I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等	
①賃金引上げの実施方法	
○ 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。	
● 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。	
②賃金改善実施期間 	
令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 」	
※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベース	
アップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。	
③ベースアップ評価料算定期間	
令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月	
※ 「③ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。	
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含	
まない。	
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額	
分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。	
Ⅲ-1.ベースアップ評価料による算定金額の見込み(③の期間中)	
(4) 算定金額の見込み(5) ないできるなの見込む	#VALUE! 円
外来ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み	0円 #VALUE! 円
入院ベースアップ評価料による算定金額の見込み	
入院ベースアップ評価料の区分 (点数	点 0 回
賃金改善実施期間における、入院基本料に係る算定回数の見込み ⑤令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	
図 で	円
②前十反からの株越銀(ヤイ/ 4 反海山中のみ記載) ⑦算定金額の見込み(繰越額調整後)(④-⑤+⑥)	円
○ 年足 立 訳の元込の へ称感味・耐圧・検力 (受力 受力 受力) ※ 「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む) ※ 「②算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む) ※ 「② 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
増加分に充て、下記の「®うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。	37.440
- BY COUNTY COUN	
Ⅲ-2.全体の賃金改善の見込み額(②の期間中)	
②全体の賃金改善の見込み額	円
③うちベースアップ評価料による算定金額の見込み(⑦の再掲)	円
⑩うち⑨以外によるベア等実施分	円
①うち定期昇給相当分	円
◎うちその他分 (⑧-⑨-⑩-⑪)	0 円
※ 「②全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の	
給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。	
※ 「⑩うち⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、	
当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。	
※ 「のうち定期星鈴相当分」については、賃全改善実施期間において定期星鈴により改善する賃全額を記載すること。	

なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と 明確に区別できる場合にのみ記載すること。 ※ 「⑰うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額と 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑬対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ④賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 円 ⑤賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) ⑯基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (⑯-⑭) 0 円 ⑪うち定期昇給相当分 円 ⑱うちベア等実施分 Щ #DIV/0! % (19ベア等による賃金増率(18÷14)) Ⅴ. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項 ⑩看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ②賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 円 ②賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 0 円 ②基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(②一②) ② うち定期昇給相当分 円 25うちベア等実施分 Ш #DIV/0! % 26ベア等による賃金増率 (25÷21) VI. 薬剤師の基本給等に係る事項 ②薬剤師の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ②賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 ②賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(②) の開始月) 円 ⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(29-28) 0 円 ③ うち定期昇給相当分 円 ②うちベア等実施分 円 33ベア等による賃金増率 (32÷28) #DIV/0! % Ⅷ. 看護補助者の基本給等に係る事項 ④看護補助者の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑤賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 ⑤賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 ③基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(第一35) 0 円 38うち定期昇給相当分 円 39うちベア等実施分 円 #DIV/0! % 40ベア等による賃金増率(30÷35) **匝. 歯科衛生士の基本給等に係る事項(歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入)** ④歯科衛生士の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ②賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 ⑤賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 0 円 ④基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(④ー収) 45うち定期昇給相当分 円 円 46うちベア等実施分 ④ ベア等による賃金増率 (46÷位) #DIV/0! % 区. その他の対象職種の基本給等に係る事項 郷その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) 卿賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 円 ⑩賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) 田 ⑤基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑩ー⑭) 0 円 62)うち定期昇給相当分 円 ₿ うちベア等実施分 円

双. 賃金引上げを行う方法	
⑥ 賃上げの担保方法	
□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し	
□ その他の方法:具体的に()
1861 賃金改善に関する規定内容(できる限り具体的に記入すること。)	
本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。	
令和 年 月 日 開設者名:	
555 T. C.	
【記載上の注意】	
1 本計画書において、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等」とは、「外来・在宅ベースアップ評 価料(I)」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のことをいう。	
1回付(エケ) 及び「歯科が未・住宅ペースケックshiller(エケ) のことをいう。 2 「①賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。	
2 ・ の月面 カエケのタス地の方式 は、 86日 ラッと見 エコエケの 天地の方に こうかく とは こう ない こく こう こう ない こう	
引上げを行う。」を選択すること。	
3 「②賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料	
を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。	
ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支	
えない。	
4 「③ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、 当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。	
国際に関係を発展的に行われたのでは、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利	
費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「図うちベースアップ評価料による算定金額の見	
込み」と同額となること。	
6 「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施	
されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判	
断すること。	
- この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医 - 療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算	
が成因にめっては、前牛皮の対象職員の何子秘訣の美種を元に城界するなど、古柱的なガルによる計算 として差し支えない。	
フ 「ゆうちの以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員処	
遇改善評価料」等によるベア等分を記載すること。	
8 「⑪うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を	
記載すること。	
なお、定期具給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをい	
│ い、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。 9 「⑬対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。	
第一、	
動時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常	
動でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1)とする。	
なお、対象職員とはベースアップ評価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。	
10 「給与総額」には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員	
報酬については除く。)。	

Dil 25																	
別添						,	<u> </u>	2 Th. 18 12 12	Ŀ≫.毒元:\	· 任 △	小羊豆	b (生土)	生事 (人	和 左座八)			
						(办防	及い有り	下砂 景 川)貝玉	以吾ヲ	長頼 和	告書(令	和 年度分)			
													保険医療	機関コード			
													保険医療	機関名			
I. 賃	金	引上げ	の実施	方法	及び	賃金改	養	実施期間:	等								
(1)賃金	:引	上げの	実施方	法					-								
					は令	和7年	度に	おいて、	一律の写	引上げ	を行う	0					
								おいて、									
_												-					
②賃金	改	善実施期	朝間														
		令和		0 4	年	0	月	~	令和	0	年	0	月	1 ヶ月			
_																	
③ベー	-ス	アップ語	评価料	算定期	期間												
		令和	(0 4	年	0	月	~	令和		年		月	1 ヶ月			
п. Э	、院	ベース	アッフ	プ評価	料の	実績額	Ą										
4 入院	きべ	ースア	ップ評	価料の	の区分	}											
						算	定期	月間						点数の区分		点数	
	a	令和	0	年	0	月	~	令和		年		月					点
	b	令和		年		月	~	令和		年		月					点
	С	令和		年				令和		年		月					点
I –	-	令和		年				令和		年		月					点
⑤算定	<u> </u>	数													_		
									算定	期間						算定回数	
	а	令和	0	年	0	月	~	令和		年		月					
l ⊢	\rightarrow	令和		年				令和		年		月					
⊢	\rightarrow	令和		年				令和		年		月					
l ⊢	-	令和		年				令和		年		月					
⊢	計																0
	_	ースア	ップ評	価料し	こよる	収入	の実	績額									
J. 1151			#1		4				算定	期間						実績額	
	a	令和	0	年	0	月	~	令和	,,,,,	年		月				2 100 000	円
l ⊢	_			_				令和		年		月					円
	b	令和		4											1		
I -	\rightarrow	令和 令和		年年													
	С	令和		年		月	~	令和		年		月					円
	c d	令和 令和	主度へ	年年	りま成し	月月	~										円円
	c d e	令和 令和 令和 7 ⁴		年 年 の繰 ^し		月 月 ,予定	~ ~ 額	令和	み記載)	年		月					円

⑦全体の賃金改善の実績額	円
⑧うち外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定実績	円
⑨うち入院ベースアップ評価料による算定実績(④の再掲)	円
⑩⑧及び⑨における令和7年度への繰り越し予定額	円
①ベースアップ評価料の前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
②うち⑧及び⑨以外によるベア等実施分	円
③うち定期昇給相当分	円
(4) うちその他分 (⑦-8-9-10-11)-(12-13)	0 円
188及び9について全てベア等実施分に充当しているか。	
	問題あり
※ 「⑦全体の賃金改善の実績額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の	
給与総額」と、「実際の給与総額」との差分により判断すること。	
※ 「⑧うち外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定実績」及び「⑨うち入院ベースアップ評価料による算定実績」に	
ついては、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。	
※ 「②うち③及び③以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」	
等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。	
※ 「⑱うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。	
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と	
明確に区別できる場合にのみ記載すること。	
※ 「⑭うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額と	
なること。	
なること。	
○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。	
○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。	0.0 人
○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。Ⅳ 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。Ⅳ 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	
〇 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 IV. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ①賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ®賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0 円
〇 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 IV. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ①賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ®賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0 円
以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ . 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ①賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑧賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑨基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱-⑪)	0 円 円 0 円
〇 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 IV. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ①賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑧賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑨基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱ー⑪) ⑩うち定期昇給相当分	0円 円 0円 円
○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ①賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑧賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑨基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱-⑪) ②うち定期昇給相当分 ②うちベア等実施分	0 円 円 0 円 円
○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑦賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑧賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ③ 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱-⑪) ② うち定期昇給相当分 ②うちベア等実施分	0 円 円 0 円 円
 ○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱-⑪) ⑩うち定期昇給相当分 ⑪うちベア等実施分 ②ベア等による賃金増率(②・⑪) ✓、看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項 	0 円 円 0 円 円
 ○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱ー⑪) ⑩うち定期昇給相当分 ⑪うちベア等実施分 ②ベア等による賃金増率(②・・⑪) ✓・・・ ✓・看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項 ②看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) 	0 円 円 0 円 円 円 #DIV/0! %
 ○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ・対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱-⑪) ⑩うち定期昇給相当分 ⑪うちベア等実施分 ②ベア等による賃金増率(②・・⑪) ✓・香護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項 ②看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ②賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ②賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) 	0円 円 0円 円 円 #DIV/0! %
 ○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱-⑪) ⑩うち定期昇給相当分 ⑪うちベア等実施分 ②ベア等による賃金増率(②・・⑪) ✓ 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項 ②看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ②賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ②賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ②賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ②賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) 	0 円 円 0 円 円 用 #DIV/0! %
 ○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱-⑪) ⑩うち定期昇給相当分 ②うちベア等実施分 ②ベア等による賃金増率(②・⑪) 	0 円 円 0 円 円 用 #DIV/0! %
 ○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。 Ⅳ 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項 ⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱一⑪) ⑩うち定期昇給相当分 ⑪うちベア等実施分 ②ベア等による賃金増率(②)÷⑪) ▼ 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項 ②看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ②賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ③賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑤賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑥基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(②) 	0 円 円 0 円 円 用 #DIV/0! %

VI. 薬剤師の基本給等に係る事項	
③薬剤師の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0.0 人
③賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0 円
②賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
③基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑮-⑭)	0 円
③うち定期昇給相当分	円
③うちベア等実施分	円
多ベア等による賃金増率 (多÷30)	#DIV/0! %
Ⅷ. 看護補助者の基本給等に係る事項	
③看護補助者の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0.0 人
③ 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0 円
⑨賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(③一③)	0 円
④うち定期昇給相当分	円
迎うちベア等実施分	円
③ベア等による賃金増率(④÷30)	#DIV/0! %
Ⅷ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項(歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合	/- #3 1 \
④歯科衛生士の常勤換算数 (賃金改善実施期間 (②) の開始月時点)	0.0 人
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0.0 人
⑤賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人 0 円 円
⑥賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑥一⑤)	0.0 人 0 円 円 0 円
⑥賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ①基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑥一⑤) ⑥うち定期昇給相当分	0.0 人 0 円 円 0 円
⑥賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑥一⑥) ⑥うち定期昇給相当分 ⑥うちベア等実施分	0.0 人 0 円 円 0 円 円
⑥賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ①基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑥一⑤) ⑥うち定期昇給相当分	0.0 人 0 円 円 0 円
 ⑥賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ①基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑥一⑤) ⑥うち定期昇給相当分 ⑨うちペア等実施分 ⑩ベア等による賃金増率(⑩÷⑥) 	0.0 人 0 円 円 0 円 円
 ⑥賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑪基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑭ー⑮) ⑩うち定期昇給相当分 ⑩うちベア等実施分 ⑩ベア等による賃金増率(⑭÷⑯) 区、その他の対象職種の基本給等に係る事項 	0.0 人 0 円 円 0 円 円 用 #DIV/0! %
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0.0 人 0 円 円 0 円 円 用 #DIV/0! %
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0.0 人 0 円 円 0 円 円 用 #DIV/0! %
 ⑥賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑥一⑥) ⑥うち定期昇給相当分 ⑩うちベア等実施分 ⑩ベア等による賃金増率(⑩÷⑥) 区・その他の対象職種の基本給等に係る事項 ⑥その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑩賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑩賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑩賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) 	0.0 人 0 円 円 0 円 円 円 #DIV/0! %
 ⑥賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑥一⑥) ⑥うち定期昇給相当分 ⑥うちベア等実施分 ⑥ベア等による賃金増率(④・⑥) 区・その他の対象職種の基本給等に係る事項 ⑥その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ②賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ③賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑥賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑥基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(一〇〇〇) 	0.0 人 0 円 円 0 円 円 #DIV/0! %
 ⑥賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑪基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑯ー⑮) ⑩うち定期昇給相当分 ⑩うちベア等実施分 ⑩ベア等による賃金増率(⑭÷⑮) 区、その他の対象職種の基本給等に係る事項 ⑪その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑫賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑱賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑭基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(一〇個) ⑥② 	0.0 人 0 円 円 0 円 円 #DIV/0! %
 ⑥賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑩賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑪基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑯ー⑮) ⑩うち定期昇給相当分 ⑩うちベア等実施分 ⑩べア等による賃金増率(⑭÷⑮) 区. その他の対象職種の基本給等に係る事項 ⑩その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑩賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑩賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑩賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点) ⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(一〇個)(@) ⑥・うち定期昇給相当分(⑥・うちベア等実施分 	0.0 人 0 円 円 0 円 円 #DIV/0! %
 ⑤賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ⑥賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) ①基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑥一⑤) ⑩うち定期昇給相当分 ⑩うちベア等実施分 ⑩ベア等による賃金増率(⑪・⑥) 区、その他の対象職種の基本給等に係る事項 ⑥その他の対象職種の「豊本会・電子の他の対象職種の基本会・表・表・表・表・表・表・表・表・表・表・表・表・表・表・表・表・表・表・表	0.0 人 0 円 円 0 円 円 #DIV/0! %

【ペースアップ評価料対象外職種について】		
X. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項		
(●)40歳未満の勤務医師等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)		.0人
◎賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	_	0 円
(®)うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		0円
[6] 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		円
(望)うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		円
(1) ヶ月分) (−(1)) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		0円
●基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (→@) ⑩		0円
(65)うち定期昇給相当分		円
⁽⁶⁾ うちベア等実施分		円
⑥ベア等による賃金増率 (№ №	#DIV/0!	%
XI. 事務職員の基本給等に係る事項		
(❸)事務職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.	.0 人
(豊)賃金改善する前の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		0 円
⑩うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		0円
①賃金改善した後の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		円
70うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)		円
(物給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (→①) (📵		0円
⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(→⑫)®		0円
® うち定期昇給相当分		円
18うちベア等実施分		円
⑦ベア等による賃金増率 (49 0)	#DIV/0!	%
本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管		
していることを誓約します。		
令和 年 月 日 開設者名:		
【記載上の注意】		
1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等」とは、「外来・在宅ベースアップ評		
価料(I)」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のことをいう。		
2 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」、「歯		
科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」及び「入院ベースアップ評価料」のことをいう。 3 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載するこ		
3 「対象職員の吊勤揆昇数」は、国談時点における対象職員の人数を吊勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所		
定。		
該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。		

- ① まず、能力・職位等級表を作って、職員の職種ごとの設計上の等級区分(能力・職位区分)を明らかにして下さい。
- ②次に、職種ごとの等級区分ごとに必要な実務経験年数の設計上の下限年数・標準年数・上限年数を決めて下さい。そうすると職種ごとの等級区分ごとの滞留年数(直近上位の等級区分に昇格するために必要な経験年数)の下限年数・標準年数・上限年数が決まります(下表には標準滞留年数のみ記載)

		医	師	医療抗	支術職	看記	隻職	事系	务職	看護補	助職等	
等	級	職位	標準滞 留年数	職位	標準滞 留年数	職位	標準滞 留年数		標準滞 留年数	職位	標準滞 留年数	
職位等	5	部長	5年	部長	5年	部長	5年	部長	5年			部レベルの組織におけるマネジメント機能の発揮または相当の専門性の発揮
級	4	医長	5年	科長	10年	師長	10年	課長	10年			科(課)レベルの組織におけるマネジメント機能の発揮または相当の専門性の発揮
445.	3	主任医員	5年	主任	10年	主任	10年	主任	10年	~長	_	方針的な指示に基づいて指導力を発揮しながら業務を遂行する。
能力等級	2	医員	5年	技術職 (Ⅱ)	5年	看護職 (Ⅱ)	5年	事務職(Ⅱ)	5年	主任~	10年	包括的な指示に基づいて判断力を発揮しながら業務を遂行する。
和权	1	研修医	5年	技術職(I)	5年	看護職 (I)	5年	事務職(I)	5年	~員	10年	具体的な指示に基づいて正確・迅速・丁寧に業務を遂行する。

③ 次に、職種ごとの等級区分ごとに、基本給の設計上の下限額と上限額を決めて下さい。そうすると、職種ごとの等級区分ごとの最低号給と最高号給が決まります。

		医師 医療技術職				看護職				事	務職		看護補助職等									
4	級	職位	標準滞 留年数	給料の)上限と下 限	職位	標準滞 留年数		上限と下 限	職位	標準滞 留年数	給料の	上限と下 限		標準滞 留年数	給料の)上限と下 限	職位	標準滞 留年数)上限と下 限	
Håb	5	部長	5年	上限	980,000	部長	5年	上限	437,500	部長	5年	上限	437,500	部長	5年	上限	437,500					
職位等		女仰	5#	下限	830,000	女师	5	下限	347,500	女师	54	下限	347,500	双仰	5#	下限	347,500					
等級	,	医長	5年	上限	830,000	科長	10年	上限	377,500	師長	10年	上限	377,500	課長	10年	上限	377,500					
nex.	-	EX	54	下限	680,000	行攻	104	下限	287,500	女师	104	下限	287,500	林文	104	下限	287,500					
	3	主任医	5年	上限	680,000	主任	10年	上限	313,000	│ │ 主任	10年	上限	313,000	主任	10年	上限	313,000	~長	_	上限	243,500	
能		員	34	下限	530,000	-	104	下限	236,500	<u> </u>	104	下限	236,500	工工	104	下限	236,500	T IX		下限	212,000	
力等	2	医員	5年	上限	530,000	技術職	5年	上限	248,500	看護職	5年	上限	248,500	事務職	5年	上限	248,500	主任~	10年	上限	222,500	
等級		区 貝	34	下限	425,000	(II)	5+	下限	212,500	(II)	34	下限	212,500	(I)	54	下限	212,500	員	104	下限	191,000	
和义		研修医	5年	上限	425,000	技術職	5年	上限	223,750	看護職	5 年	上限	223,750	事務職	5 年	上限	223,750	~. =	10年	上限	201,500	
	1 1	地湾区	5年	5年	下限	350,000	(I)	5	下限	190,000	7.7	5年	下限	190,000	(I)	5年	下限	190,000	~員	10年	下限	170,000

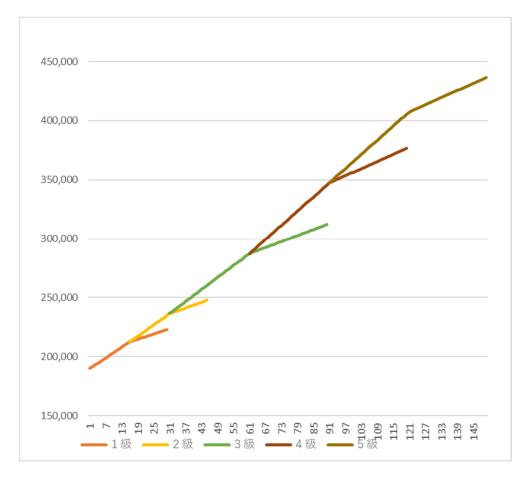
④ 次に、上記③の上限額と下限額の差額を上記②の滞留年数の標準年数の概ね3倍で割って下さい。そうすると、職種ごとの等級区分ごとの1号あたりの昇給額(ピッチ)の平均額が決まります(もっと細かいピッチにして昇給額を調整したい場合は上記③の上限額と下限額の差額をもっと大きな数で割って下さい、下記は「医療技術・看護・事務」の例です。)

技術・看護・事務

	技・看・	事(Ⅰ)	技・看・	事(Ⅰ)	主	任	科・師	・課長	部	長
号数	1級	ピッチ	2級	ピッチ	3級	ピッチ	4級	ピッチ	5級	ピッチ
1	190,000		212,500		236,500		287,500		347,500	
2	191,500	1,500	214,100	1,600	238,200	1,700	289,500	2,000	349,500	2,000
3	193,000	1,500	215,700	1,600	239,900	1,700	291,500	2,000	351,500	2,000
~	·		·		·		·		·	
17	213,250	750	237,300	800	263,700	1,700	319,500	2,000	379,500	2,000
18	214,000	750	238,100	800	265,400	1,700	321,500	2,000	381,500	2,000
19	214,750	750	238,900	800	267,100	1,700	323,500	2,000	383,500	2,000
~										
30	223,000	750	247,700	800	285,800	1,700	345,500	2,000	405,500	2,000
31					287,500	1,700	347,500	2,000	407,500	2,000
32					288,350	850	348,500	1,000	408,500	1,000
33		_	_	_	289,200	850	349,500	1,000	409,500	1,000
34					290,050	850	350,500	1,000	410,500	1,000
上限	223,750	750	248,500	800	313,000	850	377,500	1,000	437,500	1,000

⑤ 最後に、職種ごとの等級区分ごとの昇給曲線(S字カーブ)をイメージしながら、上記④のピッチを手

調整して下さい。



【参考】給料表 (医療技術・看護・事務 1/3)

技術・看護・	事務									
	技・看・	事()	技・看・事(Ⅰ)		主任		科・師	・課長	部	長
号数	1級	ピッチ	2 級	ピッチ	3級	ピッチ	4 級	ピッチ	5級	ピッチ
1	190,000		212,500		236,500		287,500		347,500	
2	191,500	1,500	214,100	1,600	238,200	1,700	289,500	2,000	349,500	2,000
3	193,000	1,500	215,700	1,600	239,900	1,700	291,500	2,000	351,500	2,000
4	194,500	1,500	217,300	1,600	241,600	1,700	293,500	2,000	353,500	2,000
5	196,000	1,500	218,900	1,600	243,300	1,700	295,500	2,000	355,500	2,000
6	197,500	1,500	220,500	1,600	245,000	1,700	297,500	2,000	357,500	2,000
7	199,000	1,500	222,100	1,600	246,700	1,700	299,500	2,000	359,500	2,000
8	200,500	1,500	223,700	1,600	248,400	1,700	301,500	2,000	361,500	2,000
9	202,000	1,500	225,300	1,600	250,100	1,700	303,500	2,000	363,500	2,000
10	203,500	1,500	226,900	1,600	251,800	1,700	305,500	2,000	365,500	2,000
11	205,000	1,500	228,500	1,600	253,500	1,700	307,500	2,000	367,500	2,000
12	206,500	1,500	230,100	1,600	255,200	1,700	309,500	2,000	369,500	2,000
13	208,000	1,500	231,700	1,600	256,900	1,700	311,500	2,000	371,500	2,000
14	209,500	1,500	233,300	1,600	258,600	1,700	313,500	2,000	373,500	2,000
15	211,000	1,500	234,900	1,600	260,300	1,700	315,500	2,000	375,500	2,000
16	212,500	1,500	236,500	1,600	262,000	1,700	317,500	2,000	377,500	2,000
17	213,250	750	237,300	800	263,700	1,700	319,500	2,000	379,500	2,000
18	214,000	750	238,100	800	265,400	1,700	321,500	2,000	381,500	2,000
19	214,750	750	238,900	800	267,100	1,700	323,500	2,000	383,500	2,000
20	215,500	750	239,700	800	268,800	1,700	325,500	2,000	385,500	2,000

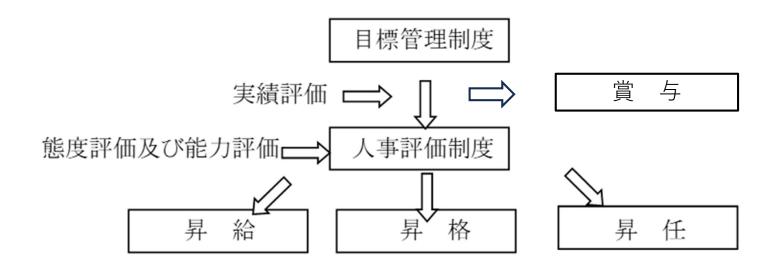
【参考】給料表 (医療技術・看護・事務 2/3)

技術・看護・	事務									
	技・看・事(Ⅰ)		技・看・事(Ⅰ)		主	任	科・師	・課長	部長	
21	216,250	750	240,500	800	270,500	1,700	327,500	2,000	387,500	2,000
22	217,000	750	241,300	800	272,200	1,700	329,500	2,000	389,500	2,000
23	217,750	750	242,100	800	273,900	1,700	331,500	2,000	391,500	2,000
24	218,500	750	242,900	800	275,600	1,700	333,500	2,000	393,500	2,000
25	219,250	750	243,700	800	277,300	1,700	335,500	2,000	395,500	2,000
26	220,000	750	244,500	800	279,000	1,700	337,500	2,000	397,500	2,000
27	220,750	750	245,300	800	280,700	1,700	339,500	2,000	399,500	2,000
28	221,500	750	246,100	800	282,400	1,700	341,500	2,000	401,500	2,000
29	222,250	750	246,900	800	284,100	1,700	343,500	2,000	403,500	2,000
30	223,000	750	247,700	800	285,800	1,700	345,500	2,000	405,500	2,000
31					287,500	1,700	347,500	2,000	407,500	2,000
32					288,350	850	348,500	1,000	408,500	1,000
33					289,200	850	349,500	1,000	409,500	1,000
34					290,050	850	350,500	1,000	410,500	1,000
35					290,900	850	351,500	1,000	411,500	1,000
36					291,750	850	352,500	1,000	412,500	1,000
37					292,600	850	353,500	1,000	413,500	1,000
38					293,450	850	354,500	1,000	414,500	1,000
39					294,300	850	355,500	1,000	415,500	1,000
40					295,150	850	356,500	1,000	416,500	1,000

【参考】給料表 (医療技術・看護・事務 3/3)

技術・看護・	事務										
	技・看・事(Ⅰ)		技・看・	事(Ⅰ)	主	任	科・師	・課長	部長		
41					296,000	850	357,500	1,000	417,500	1,000	
42					296,850	850	358,500	1,000	418,500	1,000	
43					297,700	850	359,500	1,000	419,500	1,000	
44					298,550	850	360,500	1,000	420,500	1,000	
45					299,400	850	361,500	1,000	421,500	1,000	
46					300,250	850	362,500	1,000	422,500	1,000	
47					301,100	850	363,500	1,000	423,500	1,000	
48					301,950	850	364,500	1,000	424,500	1,000	
49					302,800	850	365,500	1,000	425,500	1,000	
50					303,650	850	366,500	1,000	426,500	1,000	
51					304,500	850	367,500	1,000	427,500	1,000	
52					305,350	850	368,500	1,000	428,500	1,000	
53					306,200	850	369,500	1,000	429,500	1,000	
54					307,050	850	370,500	1,000	430,500	1,000	
55					307,900	850	371,500	1,000	431,500	1,000	
56					308,750	850	372,500	1,000	432,500	1,000	
57					309,600	850	373,500	1,000	433,500	1,000	
58					310,450	850	374,500	1,000	434,500	1,000	
59					311,300	850	375,500	1,000	435,500	1,000	
60					312,150	850	376,500	1,000	436,500	1,000	
上限	223,750	750	248,500	800	313,000	850	377,500	1,000	437,500	1,000	

対象	基本報酬	固定 手当	変動 手当	時間外給	賞与
管理	組織管理を通じた事業貢				
職群	献度に対して支払う。	支給了	ナベき	対象外	組織業績と各
専門	専門性の発揮を通じた事	事由に	こ応じ	XJ 家介	個人の貢献度
職群	業貢献度に対して支払う。	支給了	ナベき		に応じて支払
遂行	職能の発揮および職務の	者にえ	支払う	時間外労働	う。
職群	遂行に対して支払う。			に払う。	



評語	分布のめやす(分布制限率)	昇給号数
S	2割	標準+2号
Α	乙亩	標準十1号
В	6割	標準
С	2割	標準-1~2号
D	스 급기	標準ー2~3号または昇給無し

昇任・昇格区分 人事評価要件の例 その他の昇任・昇格要件 2年間でA-A以上 5級職⇒6級職 現等級での滞留5年以上 2年間でA-A以上 組織上の必要性 4級職⇒5級職 3級職⇒4級職 2年間でA-A以上 昇任試験等 2級職⇒3級職 2年間でB-A以上 現等級での滞留5年以上+所属長推薦 2年間でB-B以上 1級職⇒2級職 現等級での滞留3年以上+所属長推薦

(賞与の業績係数の設定例:年額)

経常利益	事業業	個人業績係数	
胜 市小鱼	1~3級	4~6級	個八未順你剱
~円以上	4. 0	6. 0	S = 1.2
~円以上~円未満	3. 5	5. 0	A = 1. 1
~円以上~円未満	3. 0	4. 0	B = 1.0
~円以上~円未満	2. 5	3. 0	C=0. 9
~円未満	2. 0	2. 0	D = 0.8

(注)「標準」を1~3級は年間3か月、4~6級は年間4か月と設定しました。



